

スチュワードシップ責任を果たすための方針

国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、積立金運用の基本方針に定めるところにより、スチュワードシップ責任を果たすための方針を次のとおり定める。

1. 基本的な考え方

連合会は、金融庁から公表された「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下「日本版スチュワードシップ・コード」という。）を受け入れる旨を、ここに表明する。

連合会は資産保有者として、国内株式に投資する運用を委託した受託機関（以下「運用受託機関」という。）に対して、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ及び、日本版スチュワードシップ・コードの7つの原則に則り、株主議決権の行使や投資先企業との建設的な対話等を通じて、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すことを求める。

2. 株主議決権の行使及び行使結果の公表について

株主議決権の行使は、各運用受託機関の判断に委ねるが、各運用受託機関は、委託者である連合会及び、最終受益者である加入員・受給者等の利益の増大のために株主議決権を行使することが求められる。

連合会は、各運用受託機関の議決権行使結果を集計し、議案種類毎に合計した賛否件数を、定期的にホームページ上で公表する。

3. 運用受託機関の管理について

連合会は、運用受託機関に対して、次に定める事項を定期的に報告するよう求める。

- (1) スチュワードシップ責任を果たすための方針
- (2) スチュワードシップ責任を果たすに当たり管理すべき利益相反についての方針
- (3) 議決権行使についての方針
- (4) 議決権行使結果
- (5) その他、投資先企業との建設的な対話等、日本版スチュワードシップ・コー

ドへの取組み事例。

連合会は、運用受託機関の選定及び定性評価において、上記報告事項等、日本版スチュワードシップ・コードへの取組み状況等を評価項目の一つとして考慮する。

附 則

この方針は、平成26年8月7日から適用する。